

(案)

委託契約書

収 入

印 紙

京都府を甲とし、_____を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

令和元年度京の農林女子カパワーアップ支援事業業務委託

(2) 委託料 _____円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(3) 委託期間 令和元年__月__日から

令和2年 3月19日まで

(4) 契約保証金 _____円

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.7パーセント

※_____決定後記入

(契約保証金)

第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添の「令和元年度京の農林女子カパワーアップ支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、業務を完了したときは、直ちに仕様書に掲げる事業実施報告書を添えて甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

- 第6条** 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受領した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
 - 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

- 第7条** 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

- 第8条** 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条第3号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）」と読み替える。
- 2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

(契約の解除)

- 第9条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 第 4 条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第17条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条の2 委託業務において個人情報を取り扱うときは、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- (2) 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。
- (4) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- (5) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- (6) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。
- (7) 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 乙は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。
- (9) 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (10) 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (11) 甲は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。
- (12) 甲は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
- (13) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(関係法令の遵守)


第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。


(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 氏 名 京都府知事 西脇 隆俊 

乙 住 所 (受 託 者)
氏 名 

令和元年度京の農林女子カパワーアップ支援事業業務仕様書

1 委託業務名

令和元年度京の農林女子カパワーアップ支援事業 業務委託

2 業務概要

(1) 目的

府内の農林業に従事する同世代の農林女子がネットワークを通じて相談できる仲間づくりを行うとともに、農林女子が積極的に経営参画し、女性の視点を活かしてきらりと光る取組みや女性経営者としての活躍をさらに広げることを目的に支援する。

また、農作業をおしゃれで楽しく快適に進められるような環境整備を図る。

そこで、本業務において、「京の農林女子ネットワークメンバーの拡大」と「京の農林女子キャリアアップ集中講座の開催」、「おすすめ便利機能グッズの認知度アップ・普及」に取り組むこととし、以下の業務を委託する。

(2) 業務の具体的内容（以下の内容について、企画案の段階から農産課と協議しながら進めること）

1) ネットワーク拡大に向けた募集事務及びネットワークの運営

<ねらい>

府内の農林業に従事する同世代の農林女子がネットワークを通じて相談できる仲間づくりを行うとともに、農林女子が積極的に経営参画し、女性の視点を活かしてきらりと光る取組みを行う女性経営者を目指す。

平成30年度ネットワーク登録者数：50名（府内全域）→ 目標70名

①ネットワーク登録者募集事務及び応募取りまとめ（京の農林女子キャリアアップ集中講座と合わせた募集も可）

・募集チラシによる募集

A4裏表1枚、500部×2回発行（講座案内1回、視察研修会1回）

・応募とりまとめについては随時行うこと

・募集の際は、京の農林女子ネットワークの取組む意義を紹介する。

②ネットワークの運営

・ネットワークに登録している農林女子の情報交換が活発に進み、農林女子ネットワークに参加してよかったと思えるような取組みを行う。また個別の仲間づくりも活発になるように意識して運営する。

（例：農林女子の経営内容の紹介や六次産業化等の取組紹介、また農林女子どうしの悩み相談やその他の情報交換など）

・ネットワーク運営を活発にするために、アンケート調査による要望調査等を行い、ネットワーク運営等に役立てる。

アンケート調査の実施：3回以上

アンケート調査の方法：メールや郵送等、キャリアアップ講座での配布等

2) 京の農林女子キャリアアップ集中講座の開催

<ねらい>

農林女子が積極的に経営参画し、女性の視点を活かしてきらりと光る取組みを行う女性経営者を目指すとともに、農林女子ネットワーク登録者から育成していく。

そのために必要な技術・知識（農業経営、労務管理、6次化等）を学識経験者や企業等の専門家から学び、スキルアップするための集中講座を開催する。

また、農林女子の潜在的な能力を引き出せるよう、キャリアアドバイザー等の専門家による支援を

行う。

さらに、異業種的女子との交流により、さらに人脈を広げ、今後の経営に活かせるようにする。

①京の農林女子キャリアアップ集中講座の企画・運営・実施

- ・講座企画：講座内容は農業経営とライフプラン、労務管理と人材育成、経営に活かすブランディング手法、女性の活躍事例、異業種交流会等を盛り込み、女性経営者へのキャリアアップの内容とする。その他にも他府県等で効果的な内容を盛り込んでもよい。（企画段階で必ず農産課と協議すること）

参加者は講義を聴くだけでなく、グループワークや発表を行う場面などを意識して取り入れること。

初回講座では参加者に自分なりの課題の抽出や目標設定等を行ってもらい、最終回では参加者が自分自身の課題がクリアできたか、目標にどの程度近づいたか等、講座に参加して自分自身がどのように成長できたのか等の発表（成果発表会）を行うこと。

講座回数：5回（半日）、参加人数 20人／回

講義 3回

視察研修会（京都府外） 1回

（視察研修会は女性農業経営者等活躍事例などを視察先に入れること）

ものづくり女子等との異業種交流会 1回

- ・開催準備：開催場所、会場の検討と予約（府内全域の参加者が集まりやすい場所とする。1回目は京都市内、2回目は丹後地域、3回目は山城地域…のように場所を変えて開催してもよい。おしゃれな会場、話題の地域、ロケーションにも配慮し、開催場所を設定すること）参加者は子育て中の人が多いため、保育ルームを併設できる場所とすること。

（ただし、保育ルームの開催経費や手続きを含め準備等は京都府が実施、運営は京都府保育協会が行うため、委託外とする。）

会場によっては、駐車場確保を行うこと。会場が最寄駅から遠い場合は、駅までの送迎等を行うなど、参加者を確保するために柔軟に対応すること

広報は講座内容と農林女子ネットワークメンバーの募集も兼ねて参加者募集を行うこと。メディアや新聞等も活用し広く募集を行うこと。ただし、農林女子メンバーの加入要件（農林業に携わり、概ね20歳代～40歳代まで等）に注意すること。

参加者への詳細案内は郵送すること。

出席者の取りまとめを行い、参加者の申込状況について農産課へ報告すること。（参加者が少ない場合は、農産課が各普及センターへ呼びかけを行うため）

その他、講師の手配や資料準備を行うこと。

- ・当日運営：受付、会場誘導、進行管理、資料準備と配付（資料の印刷部数については、参加者＋関係者分＋予備5部程度も必ず準備すること）

アンケートの実施（次回の講座運営等に活かすため、必ずアンケートを実施すること）

参加者が楽しく参加できるよう、元気に明るい雰囲気を実施すること。

参加者が農産加工等に取組んでいる場合は、お互いの商品の試食や感想を述べる機会を作るなど柔軟に対応をすること。

- ・ネットワークメンバーへの概要報告：講座への参加を促し、1回欠席しても参加しやすい雰囲気づくりを形成するため、講座概要をまとめ、メールや郵送等を行うこと。

3) おすすめ便利機能グッズの認知度アップ・普及

<ねらい>

H28～30年度に京の農林女子と、ものづくり企業が共同開発した便利機能グッズをカタログにし、広く農家に配布し、便利機能グッズと農林女子活動の周知を行う。またカタログに掲載された便利機能グッズを購入し活用してもらうことで、農作業環境の改善に役立てる。

- ①「京の農林女子×ものづくり企業」おすすめ便利機能グッズカタログの発行
 - ・A4、4 ページ程度、2,000 部
 - ・商品紹介（特徴、販売先）、商品開発までの取り組み内容や農林女子メンバーの感想なども盛り込むこと
- ②H28～30 年度の開発中商品・試作品のブラッシュアップ
 - ・開発中、試作段階のもの（7 点）をブラッシュアップし商品化を目指し、カタログに掲載すること
- ③開発商品の PR、商品活用状況の情報発信
 - ・既存の PR パンフ（開発商品掲載）、WEB サイトなどで開発協力企業と協力しながら適宜情報を発信すること

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年3月19日（木）までに事業を完了し、成果品等を提出すること。

(4) 成果品

事業実施報告書（正本1部、副本1部、PDF ファイル）

(5) 業務完了報告書等の提出

事業完了後は、令和2年3月25日までに、成果物及び経費がわかる資料を添えて、業務完了報告書を提出すること

3 その他

- (1) 本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、農産課からの要請があれば、委託者は業務打合せを実施すること。
- (2) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、農産課と協議して決定するものとする。
- (3) 成果品（事業実施報告書）に対して、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権）は、成果品の引き渡しと同時に発注者に譲渡するものとする。ただし、受託者の著作権行使について、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中、又は委託業務終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 委託者は個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- (6) 業務の内容、方法等に疑義が生じた場合は、府と委託者において十分協議するものとする。
- (7) 契約に当たっては、個人情報の保護に関する特記事項があるので留意すること。